

# 監事監査報告書

学校法人 共立女子学園  
理事会・評議員会 御中

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第13条第3項の定めに基づき、学校法人共立女子学園の令和5年度（令和5年4月1日より令和6年3月31日まで）の学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。その結果につき下記の通り報告致します。

## 1. 監査方法の概要

私たち監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか令和5年度の監査事項につき業務及び財産の状況を調査し、事業報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、理事及び教職員等並びに私立学校振興助成法第14条第3項に基づき監査を実施した監査法人から説明を受け、重要な書類等を閲覧し、監査いたしました。

## 2. 監査の結果

学校法人の業務及び財産並びに理事の業務執行に関して不正の行為はなく、かつ法令及び寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上

令和6年5月13日

学校法人 共立女子学園

監事

奥山 亨 雄 

監事

杉江 和 男 